

コンピュータ及び学習系ネットワーク利用規程

1 コンピュータ利用規定

- (1) 本校のコンピュータは、教育活動に利用するためのものであり、全生徒と教職員にその機会を提供するものとする。
- (2) コンピュータを利用するときは、授業で利用する場合を除き、必ず担当教員の許可を得なければ利用することができない。
- (3) 個人がソフトウェアや記憶メディアを持ち込むことを禁止する。ただし、特別な理由によってそれらの利用が必要な場合は、必ず担当教員の許可を得なければならない。
- (4) コンピュータ室内ではコンピュータの故障を防ぐため、担当教員の許可なく鉛筆、シャープペンシル、消しゴムを使用してはならない。
- (5) コンピュータ室での飲食は禁止とする。
- (6) コンピュータ室では他の利用者の迷惑にならないように、静かに利用する。
- (7) コンピュータ利用後は、利用者が責任を持って電源を切り、周辺を片付ける。
- (8) コンピュータ室の窓は、原則として開放しない。
- (9) コンピュータ室の授業以外の利用は学校が定める時間内とする。また、利用に際しては教員が付き添うものとし、生徒のみの利用は禁止する。
- (10) 原則として印刷は禁止する。特別な理由により印刷を行う場合は、担当教員の許可を得たときのみ印刷することができる。
- (11) コンピュータの操作はオリエンテーションを受けたとおりに行い、故障するような操作を行ってはいけない。
- (12) コンピュータの設定を勝手に変更したり、削除してはいけない。誤って変更・削除してしまった場合は、些細なことでも速やかに担当教員に申し出なければならない。
- (13) 利用規定に違反する生徒はコンピュータの利用を禁止することがある。

2 学習系ネットワーク利用規定

本規定は本校校内の学習系ネットワークを有線で利用することについての規則である。

学習用端末を用いると、自動的に学習系ネットワークへ接続されるため、無線接続の場合の利用は学習用端末利用規定に準じる。

- (1) 有線で学習系ネットワークに接続する場合は担当教員の許可を得なければならない。
- (2) LANのコネクタを許可なく利用してはならない。
- (3) 公序良俗や法令に違反する行為を行ってはならない。

令和5年4月1日施行